社協賛助会員入会にあたって

会費の申込み先は、以下の２通りがあります。どちらに申込みをされましても、社協会員としての扱いは変わりません。申込みの際は、どちらかを選択し、ご記入ください。

**○お住まいの地区の地域活動に活かしたい　→「地区部会＊」**

お住まいや所在地の地域の地区部会を通じていただいた会費については、地区部会の活動資金

として、より地域に密着した福祉活動に活かされます。

＊地区部会とは、住民相互の助け合いにより地域の福祉課題を解決するために組織された、住民団体です。

市社協と連携・協力しながら、それぞれの地域に根ざした福祉活動を実践しています。

お住まいの該当地区部会は社協ＨＰの 参加したい＞地区部会活動＞地区部会名称・活動対象区域一覧 を

ご覧ください。

**○市社協が行う事業に活かしたい　→「市社協」**

　千葉市社会福祉協議会が実施する千葉市全域を対象とした福祉活動や事業に活かされます。

HP

　令和６年度　社協賛助会員　入会申込書

令和　　　年　　　月　　　日

（あて先）

千葉市社会福祉協議会会長

千葉市社会福祉協議会の趣旨に賛同し、下記のとおり入会を申し込みます。

※申込み先の□に✓印をいれてください。

□　地区部会　（　　　　　　　　　　　　　　　地区部会）

□　市社協

|  |
| --- |
| 下記のいずれかの□に✓印をいれてください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　下記の合計金額と口数をご記入ください。□　1口 3,000円　（社協だより・HPへの掲載　※希望者のみ）□　1口 10,000円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（　　　口） |
| ①氏名・名称※社協だより・ＨＰへの掲載名義となります | ふりがな |
|  |
| ②住所・所在地 | 〒　　　　　　　- |
| ③連絡先　　電 話ＦＡＸ Ｅ-mail | （　　　　　　　）　　　　　　―（　　　　　　　）　　　　　　―　　　　　　　　　　　　＠ | ④担当者名（法人・団体等の場合） |
| ※個人情報の保護及び社協だより・ホームページへの掲載について記載いただきました個人情報は、本会個人情報保護規程に基づき保護され、会員向け配布物の送付及び本会が会員の把握を行う目的以外には使用いたしません。ただし、賛助会員（10,000円）につきましては、本会が発行する広報紙「ちばし社協だより」及び本会　ホームページにお名前を掲載させていただきます。掲載を希望しない場合は、下記の□に✓印を入れてください。□　希望しない：社協だより□　希望しない：ホームページ本会ホームページへのお名前掲載時、本会ホームページとのリンク設定を希望する場合は、下記に　　リンク先ＵＲＬをご記入ください。なお、リンク先Ｗｅｂページ内容の範囲は、社会福祉法人千葉市社会　福祉協議会広告掲載要綱第４条及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会広告掲載基準の規定に　準ずるものとします。リンク先ＵＲＬ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※原則トップページのみ |

＜送付先＞　ＦＡＸ：043-312-2886　　メール：suisin@chiba-shakyo.jp